

令和6年度 茨城県育英奨学生募集要項 (在学採用・緊急採用)

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、人物及び学業ともに優れており、経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象とした茨城県育英奨学生を募集します。

第1 募集概要

1 申請資格

次の(1)から(5)までのすべてに該当する必要があります。

- (1) 茨城県内に居住する者の子弟
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 高等学校、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（修業年限2年以上のものに限ります）に在学する者
 - イ 中等教育学校後期課程に在学する者
- (3) 人物及び学業ともに優れる者（成績基準があります）
- (4) 経済的理由により修学に困難があると認められる者（収入基準があります）
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない者

2 貸与月額、募集人員及び貸与期間

区 分		貸与月額	募集人員	貸 与 期 間
国公立	自宅通学	18,000円	予算の範囲内 で対応 (60人程度)	在学する高等学校等における 正規の修学年限のうち最短の 残修業期間 (令和6年4月から貸与)
	自宅外通学	23,000円		
私立	自宅通学	30,000円		
	自宅外通学	35,000円		

※ 奨学資金は無利子です。

3 申請手続

- (1) 希望者は、在学している学校から奨学資金貸与申請書の交付を受け、必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して、学校に提出してください。
- (2) 学校は、申請者の人物、学業成績、家計状況等を確認のうえ、推薦基準（6～7頁）を満たすと認められる者について奨学生推薦調書を作成し、申請書類を取りまとめ、茨城県教育庁学校教育部高校教育課あて提出してください。

4 提出書類

書類	作成・準備する者
① 奨学生推薦者一覧	学 校
② 奨学生推薦調書（様式第1号）	
③ 奨学資金貸与申請書（様式第2号の2）	申 請 者
④ 口座振込依頼書・指定口座の通帳の写し	
⑤ 添付書類（4頁参照）	

5 茨城県教育委員会への提出期限

(1) 在学採用 令和6年5月24日（金）必着

※ 申請者が学校へ提出する期限は各学校が定めていますので注意してください。

(2) 緊急採用 随時受け付けます（3頁参照）。

6 奨学生の採用決定

奨学生選考委員会の審査を経て採否を決定し、7月中旬ごろまでに（緊急採用の場合は随時）学校長を通じて申請者本人に通知します。

7 奨学資金の返還

(1) 返済期限

貸与終了月から6か月据置後、10年以内に年賦（年1回）又は半年賦（年2回）により返還していただきます（県から送付される納入通知書による振込で返還）。

◆返還事例（3年間貸与を受けた者が、半年賦（年2回払い）で10年間かけて返還する場合）

区 分		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還年数	返還回数	1回あたりの返還額
国公立	自 宅	18,000 円	36 月	648,000 円	10 年	20 回	32,400 円
	自宅外	23,000 円	36 月	828,000 円			41,400 円
私 立	自 宅	30,000 円	36 月	1,080,000 円			54,000 円
	自宅外	35,000 円	36 月	1,260,000 円			63,000 円

(2) 返還猶予

奨学金の貸与を受けた者が大学等に進学した場合又は災害、傷病その他やむを得ない事由により返還が困難となった場合は、本人の申請により返還の期限を猶予することがあります。

(3) 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより返還することが出来なくなった場合には、返還未済額の全額又は一部の返還を免除することがあります。